

四 半 期 報 告 書

(第16期第 3 四半期)

株式会社エムティーアイ

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	22
3 【役員の状況】	22
第5 【経理の状況】	23
1 【四半期連結財務諸表】	24
2 【その他】	37
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	38

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年8月9日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】 株式会社エムティーアイ

【英訳名】 MTI Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 前 多 俊 宏

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6323

【事務連絡者氏名】 取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿3丁目20番2号

【電話番号】 03(5333)6838

【事務連絡者氏名】 コーポレート・サポート本部 経理部長 兼 法務室担当 沖 野 俊 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第3四半期 連結累計期間	第16期 第3四半期 連結累計期間	第15期 第3四半期 連結会計期間	第16期 第3四半期 連結会計期間	第15期
会計期間	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成22年 10月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 6月30日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 6月30日	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 9月30日
売上高 (千円)	22,908,376	24,486,941	7,882,195	8,146,383	30,836,621
経常利益 (千円)	1,948,151	2,833,136	1,282,694	1,066,187	3,132,665
四半期(当期)純利益 (千円)	1,117,831	1,506,153	727,242	583,606	1,824,916
純資産額 (千円)	—	—	7,505,415	9,382,162	8,259,361
総資産額 (千円)	—	—	13,616,200	14,901,266	15,091,391
1株当たり純資産額 (円)	—	—	55,569.69	68,763.95	60,929.15
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8,337.63	11,266.19	5,444.58	4,365.44	13,630.48
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	8,295.82	—	5,425.68	—	13,629.91
自己資本比率 (%)	—	—	54.4	61.7	54.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	1,796,845	1,376,687	—	—	3,175,478
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△836,643	△1,916,269	—	—	△1,004,442
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△596,510	△561,927	—	—	△604,395
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (千円)	—	—	1,896,058	2,049,579	3,099,008
従業員数 (名)	—	—	554	702	554

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていません。

2 第16期第3四半期連結累計期間および第16期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	702	(129)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成23年6月30日現在

従業員数(名)	595	(114)
---------	-----	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しています。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注実績

受注生産を行っていませんので、受注実績に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績は次のとおりです。

販売高(千円)	前年同期比(%)
8,146,383	3.4

(注) 1 当社グループは、携帯電話向けのコンテンツ配信（サイト運営）およびそれに関連したサービスを提供しており、事業セグメントは単一です。

2 主な相手先別の販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりです。

相手先	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社NTTドコモ	3,523,874	44.7	3,603,632	44.2
KDDI株式会社	2,768,774	35.1	2,770,489	34.0
ソフトバンクモバイル株式会社	1,393,112	17.7	1,145,290	14.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等はありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、Jibe Mobile, Inc. との間で平成23年6月24日に優先株式購入契約を締結し、同日に同社が行った第三者割当増資を引受け、同社の優先株式を取得（取得総額4百万米ドル）しました。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

フィーチャーフォン（*1）向けサービスでは、効率性の高いプロモーション展開を実施しましたが、スマートフォン（*2）への移行による退会者数の増加により、有料会員数は減少しました。平成23年6月末のフィーチャーフォン向けサービスの有料会員数は906万人（平成23年3月末比56万人減）となりました。

一方、スマートフォン向けサービスにおいては、スマートフォン利用者の拡大もあり音楽配信や健康情報を中心に有料会員数は順調に拡大しました。スマートフォン向けサービスの有料会員数は平成23年6月末で30万人（同19万人増）に達しています。

この結果、スマートフォン向けサービスの有料会員数が拡大したものの、フィーチャーフォン向けサービスでの有料会員数減少をカバーすることができず、平成23年6月末の有料会員数合計は936万人（同37万人減）となりました。

新たな成長事業の確立に向けては、子会社のJibe Mobile株式会社が提供するau向けのソーシャル電話帳アプリ「jibe」において、連携サービスの拡大と、デザインリニューアルによる操作性の向上を図り利用者の拡大に取り組みました。また、6月にはNTTドコモ向けサービスとして、ソーシャルニュースビューワーである「milibro」をスタートしました。

更に、スマートフォン向けアプリマーケット「mopitaマーケット」を6月に開始し、スマートフォンユーザーがより簡単にアプリを探せる環境を整備しました。

当第3四半期連結会計期間の売上高は、前年同四半期と比較し有料会員数の規模拡大が寄与し、8,146百万円（前年同四半期比3.4%増）となりました。売上総利益は、増収効果および音楽系サービスのダウンロード数の減少や、健康情報など原価率の低いサービスの構成比率の拡大に伴う売上原価率の低下（前第3四半期連結会計期間26.9%から当第3四半期連結会計期間23.4%に低下）により6,239百万円（同8.3%増）となりました。

営業利益、経常利益は、売上総利益の増益がありましたが、販売費及び一般管理費のうち、主に人件費、外注費の増加により、1,065百万円（同16.7%減）、1,066百万円（同16.9%減）となりました。四半期純利益は、583百万円（同19.8%減）となりました。

（*1）フィーチャーフォン

通話機能を主体とし、その他にカメラやワンセグをはじめとする機能を搭載している従来型の携帯電話のこと。

（*2）スマートフォン

iPhoneやAndroidに代表される、パソコンと同等の機能を持ち合わせた多機能携帯端末のこと。

(2) 財務状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産合計は14,901百万円となり、平成22年9月末対比190百万円の減少となりました。

資産の部については、流動資産では売掛金が増加しましたが、主に現金及び預金の減少により1,242百万円の減少となり、固定資産では主にのれん、ソフトウェア、投資有価証券の増加により1,052百万円の増加となりました。

負債の部については、流動負債では、主に未払法人税等、コイン等引当金の減少により1,398百万円の減少となり、固定負債では長期借入金の減少がありましたが、主にその他固定負債（長期未払金）の増加により85百万円の増加となりました。

純資産の部については、配当金の支払いがありましたが、四半期純利益として1,506百万円を計上したことにより、1,122百万円の増加となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、平成23年3月末対比356百万円減少の2,049百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況および要因は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、法人税等の支払や仕入債務の減少による資金流出がありましたが、税金等調整前四半期純利益や減価償却費などにより466百万円の資金流入（前年同四半期は1,021百万円の資金流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、無形固定資産（主にソフトウェア）の取得や投資有価証券の取得による支出により830百万円の資金流出（前年同四半期は367百万円の資金流出）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の返済による資金流出がありましたが、子会社の転換社債発行による収入などにより5百万円の資金流入（前年同四半期は135百万円の資金流出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新に生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間の研究開発費の総額は13百万円です。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、第2四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第 4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	447,600
計	447,600

② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年8月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	133,688	133,688	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株制度を採用していません
計	133,688	133,688	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成23年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式は含まれていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	375
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	750
新株予約権の行使時の払込金額(円)	228,707
新株予約権の行使期間	税制適格 平成20年3月1日から 平成23年9月30日 税制非適格 平成19年3月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 228,707 資本組入額 114,354
新株予約権の行使の条件	(ア)税制適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社の取締役、監査役または使用人のいずれかの地位を有することを要する。ただし、本新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。なお、新株予約権者の任期満了による退任、定年による退職の場合は、権利行使期間終了まで引き続き権利を有するものとする (イ)税制非適格契約締結の本新株予約権者は、権利行使時においても、当社と協力関係にあることを要する ア 平成20年2月29日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 株主総会の特別決議(平成17年12月23日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	233,500
新株予約権の行使期間	平成19年4月1日から 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 233,500 資本組入額 116,750
新株予約権の行使の条件	(ア)本新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社子会社または当社関係会社と協力関係にあることを要する (イ)本新株予約権者は、以下の区分に従って、各割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、以下の計算の結果、行使可能な新株予約権の数が整数でない場合は、整数に切り上げた数とする ア 平成20年3月31日までは、割当数の2分の1まで行使することができる イ 平成23年9月30日までは、割当数の全部について行使することができる
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する。相続人は権利行使できない
代用払込みに関する事項	該当事項はありません
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$

- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

会社法第240条第2項および同条第3項の規定に基づくストックオプション

① 取締役会の決議(平成20年2月21日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	298
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	596
新株予約権の行使時の払込金額(円)	222,627
新株予約権の行使期間	平成22年4月1日から 平成25年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 222,627 資本組入額 111,314
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。
- 5 平成20年3月31日最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割を行っています。これにともない、新株予約権の目的となる株式の付与数は調整後の株式の数を記載しています。

② 取締役会の決議(平成21年1月30日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	638
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	638
新株予約権の行使時の払込金額(円)	153,200
新株予約権の行使期間	平成23年3月1日から 平成26年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 153,200 資本組入額 76,600
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

③ 取締役会の決議(平成22年 1 月28日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	614
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	614
新株予約権の行使時の払込金額(円)	188,321
新株予約権の行使期間	平成24年 3 月 1 日から 平成27年 9 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 188,321 資本組入額 94,161
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

④ 取締役会の決議(平成22年 2 月18日)

	第 3 四半期会計期間末現在 (平成23年 6 月30日)
新株予約権の数(個)	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185, 104
新株予約権の行使期間	平成24年 4 月 1 日から 平成27年 9 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 185, 104 資本組入額 92, 552
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の 1 個未満の行使はできないものとする (エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

⑤ 取締役会の決議(平成23年1月27日)

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
新株予約権の数(個)	857
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	857
新株予約権の行使時の払込金額(円)	184,718
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から 平成28年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額 184,718 資本組入額 92,359
新株予約権の行使の条件	(ア)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない (イ)新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする (ウ)新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする (エ)新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を要する
代用払込みに関する事項	該当事項はありません

	第3四半期会計期間末現在 (平成23年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨およびその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約および株式移転計画において定めた場合に限るものとする

- (注) 1 本新株予約権発行日以降、以下の事由が生じた場合は行使価額を調整する。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$
- 3 当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(本新株予約権の行使による場合および旧商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使による場合を除く)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じた1円未満の端数は切り上げる。ただし、算式中「既発行株式数」には新株発行等の前において会社が保有する自己株式数は含まない。
- $$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込(処分)金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)による増加株式数}}$$
- 4 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い、本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で適切に行使価額を調整する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年 6 月30日	—	133,688	—	2,562,740	—	2,367,809

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、大和証券投資信託委託株式会社から平成23年6月3日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により平成23年5月31日現在で株券等保有割合が1%以上減少した旨の報告を受けていますが、当社として当第3四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができていません。

なお、大量保有報告書の変更報告書における変更後の内容は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
大和証券投資信託委託株式会社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目10番5号	5,329	3.99

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成23年3月31日の株主名簿により記載しています。

① 【発行済株式】

平成23年3月31日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,688	133,688	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	133,688	—	—
総株主の議決権	—	133,688	—

(注) 完全議決権株式(その他)には、証券保管振替機構名義の株式の7株(議決権7個)が含まれています。

② 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社エムティーアイ	新宿区西新宿3-20-2	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高(円)	107,900	147,800	178,600	185,900	176,900	186,500	164,900	155,500	139,100
最低(円)	97,300	99,800	136,200	158,700	154,400	97,500	133,500	130,500	115,600

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しています。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）および前第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表ならびに当第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）および当第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,049,579	3,099,008
売掛金	7,892,722	7,669,115
繰延税金資産	440,605	789,718
その他	570,334	647,752
貸倒引当金	△323,810	△333,355
流動資産合計	10,629,431	11,872,239
固定資産		
有形固定資産	※1 268,679	※1 229,093
無形固定資産		
ソフトウェア	1,812,982	1,511,065
のれん	368,218	—
その他	18,122	11,439
無形固定資産合計	2,199,324	1,522,504
投資その他の資産		
投資有価証券	655,397	324,413
敷金及び保証金	464,704	594,264
繰延税金資産	633,537	508,979
その他	60,599	50,298
貸倒引当金	△10,406	△10,402
投資その他の資産合計	1,803,831	1,467,553
固定資産合計	4,271,835	3,219,151
資産合計	14,901,266	15,091,391

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,882,521	1,979,920
1年内返済予定の長期借入金	200,196	200,196
未払金	1,419,224	1,359,546
未払法人税等	395,818	1,248,988
賞与引当金	218,052	—
コイン等引当金	398,874	869,627
その他	374,331	629,230
流動負債合計	4,889,018	6,287,509
固定負債		
長期借入金	149,167	299,314
退職給付引当金	230,625	158,934
負ののれん	79,292	86,130
その他	171,000	141
固定負債合計	630,085	544,520
負債合計	5,519,103	6,832,029
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,562,740	2,562,740
資本剰余金	3,072,920	3,072,920
利益剰余金	3,528,107	2,580,485
自己株式	—	△90,624
株主資本合計	9,163,768	8,125,522
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	29,543	21,564
為替換算調整勘定	△396	△1,590
評価・換算差額等合計	29,146	19,973
新株予約権	155,357	113,865
少数株主持分	33,890	—
純資産合計	9,382,162	8,259,361
負債純資産合計	14,901,266	15,091,391

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	22,908,376	24,486,941
売上原価	6,292,943	5,898,644
売上総利益	16,615,432	18,588,296
販売費及び一般管理費	※1 14,668,541	※1 15,744,763
営業利益	1,946,891	2,843,533
営業外収益		
受取利息	67	145
受取配当金	3,683	4,125
負ののれん償却額	6,838	7,108
持分法による投資利益	427	—
新株予約権戻入益	—	2,247
その他	8,938	6,610
営業外収益合計	19,954	20,236
営業外費用		
支払利息	13,263	10,611
持分法による投資損失	—	8,367
原状回復費用	—	7,644
その他	5,431	4,010
営業外費用合計	18,695	30,633
経常利益	1,948,151	2,833,136
特別利益		
コイン等引当金戻入額	—	355,205
特別利益合計	—	355,205
特別損失		
固定資産除却損	50,498	41,059
リース解約損	55,768	—
投資有価証券評価損	—	75,413
のれん減損損失	—	182,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,821
特別損失合計	106,266	326,695
税金等調整前四半期純利益	1,841,884	2,861,646
法人税、住民税及び事業税	801,352	1,155,507
法人税等調整額	△77,299	219,078
法人税等合計	724,053	1,374,586
少数株主損益調整前四半期純利益	—	1,487,059
少数株主損失(△)	—	△19,094
四半期純利益	1,117,831	1,506,153

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	7,882,195	8,146,383
売上原価	2,120,076	1,906,760
売上総利益	5,762,119	6,239,622
販売費及び一般管理費	※1 4,482,961	※1 5,173,788
営業利益	1,279,157	1,065,834
営業外収益		
受取利息	10	26
受取配当金	3,677	3,983
負ののれん償却額	2,279	2,279
その他	3,018	1,115
営業外収益合計	8,986	7,403
営業外費用		
支払利息	4,255	2,958
持分法による投資損失	—	3,036
その他	1,194	1,055
営業外費用合計	5,449	7,051
経常利益	1,282,694	1,066,187
特別損失		
固定資産除却損	20,117	821
リース解約損	55,768	—
特別損失合計	75,885	821
税金等調整前四半期純利益	1,206,808	1,065,365
法人税、住民税及び事業税	499,437	465,527
法人税等調整額	△19,871	28,478
法人税等合計	479,565	494,006
少数株主損益調整前四半期純利益	—	571,359
少数株主損失(△)	—	△12,247
四半期純利益	727,242	583,606

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,841,884	2,861,646
減価償却費	690,097	845,491
コイン等引当金の増減額 (△は減少)	72,763	△470,753
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	29,200	71,691
受取利息及び受取配当金	△3,750	△4,270
支払利息	13,263	10,611
固定資産除却損	—	41,059
投資有価証券評価損益 (△は益)	—	75,413
のれん減損損失	—	182,400
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	27,821
売上債権の増減額 (△は増加)	△904,551	△171,926
仕入債務の増減額 (△は減少)	201,296	△101,236
未払金の増減額 (△は減少)	156,361	△111,337
その他	320,889	127,215
小計	2,417,456	3,383,826
利息及び配当金の受取額	3,750	4,270
利息の支払額	△13,263	△10,611
法人税等の支払額	△611,097	△2,000,798
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,796,845	1,376,687
投資活動によるキャッシュ・フロー		
無形固定資産の取得による支出	△793,546	△1,148,646
投資有価証券の取得による支出	—	△409,477
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	△414,829
敷金及び保証金の回収による収入	—	140,745
その他	△43,097	△84,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	△836,643	△1,916,269
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△150,147	△150,147
自己株式の取得による支出	△190,211	—
配当金の支払額	△268,684	△467,908
その他	12,531	56,127
財務活動によるキャッシュ・フロー	△596,510	△561,927
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	1,362
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	363,690	△1,100,147
現金及び現金同等物の期首残高	1,532,367	3,099,008
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	50,717
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,896,058	※1 2,049,579

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、新たに株式を取得して子会社となったJibe Mobile株式会社および株式会社リッスンジャパン、ならびに自己株式の取得により議決権の所有割合が過半数を超えて子会社となったMShift, Inc. を連結の範囲に含めています。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社
2. 連結子会社の事業年度等に関する事項の変更	連結子会社のうち、株式会社リッスンジャパンおよびMShift, Inc. の決算日は12月31日です。 四半期連結財務諸表の作成に当たっては、株式会社リッスンジャパンについては四半期連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、MShift, Inc. については四半期連結決算日の前月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しています。
3. 会計処理基準に関する事項の変更	(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しています。 これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益および経常利益はそれぞれ5,184千円減少し、税金等調整前四半期純利益は33,006千円減少しています。 (2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しています。

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。 (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第3四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「固定資産除却損」(前第3四半期連結累計期間50,498千円)は金額的な重要性に鑑み、当第3四半期連結累計期間においては独立掲記しています。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しています。

【簡便な会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第3四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しています。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
賞与引当金 当第3四半期連結会計期間末においては賞与支給額が確定していないため、賞与支給見込額のうち当第3四半期連結会計期間の負担額を賞与引当金として計上しています。 なお、前連結会計年度末においては、賞与支給確定額359,143千円を未払費用として計上しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 329,564千円	※1 固定資産の減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 246,187千円

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 広告宣伝費 6,342,998千円 給料及び手当 2,101,986千円 支払手数料 2,518,682千円 退職給付費用 31,200千円 貸倒引当金繰入額 233,298千円 減価償却費 672,377千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 広告宣伝費 5,940,339千円 給料及び手当 2,530,062千円 支払手数料 2,673,983千円 外注費 883,296千円 減価償却費 812,749千円

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 広告宣伝費 1,703,596千円 給料及び手当 729,888千円 支払手数料 859,161千円 退職給付費用 10,400千円 貸倒引当金繰入額 50,575千円 減価償却費 215,303千円	※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりです。 広告宣伝費 1,671,992千円 給料及び手当 909,649千円 支払手数料 901,924千円 外注費 313,541千円 減価償却費 294,930千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 1,896,058千円 現金及び現金同等物 1,896,058千円	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 2,049,579千円 現金及び現金同等物 2,049,579千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成23年6月30日)および当第3四半期連結累計期間(自平成22年10月1日至平成23年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	133,688

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数 (株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社	普通株式	—	155,357
合計		—	155,357

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年12月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	467,908	3,500	平成22年9月30日	平成22年12月24日

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	7,801,001	81,193	7,882,195	—	7,882,195
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,492	45,325	49,817	(49,817)	—
計	7,805,494	126,518	7,932,013	(49,817)	7,882,195
営業利益又は営業損失(△)	1,380,688	△64,004	1,316,684	(37,526)	1,279,157

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は以下のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・・モバイル・コンテンツ配信（公式サイト運営）、広告代理店等
自社メディア型広告事業・・・・モバイル・コンテンツ配信（一般サイト運営）、広告代理店等

前第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

	コンテンツ 配信事業 (千円)	自社メディア 型広告事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1)外部顧客に 対する売上高	22,628,024	280,351	22,908,376	—	22,908,376
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,496	127,678	132,175	(132,175)	—
計	22,632,521	408,029	23,040,551	(132,175)	22,908,376
営業利益又は営業損失(△)	2,311,179	△249,361	2,061,818	(114,927)	1,946,891

(注) 事業の区分の方法および各区分に属する主要なサービスおよび製品の名称

- 1 事業区分の方法・・・・・・サービスの内容および特性を考慮して区分しています。
- 2 各事業区分に属する主要な製品等の名称は以下のとおりです。
コンテンツ配信事業・・・・モバイル・コンテンツ配信（公式サイト運営）、広告代理店等
自社メディア型広告事業・・・・モバイル・コンテンツ配信（一般サイト運営）、広告代理店等

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)および前第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

本邦以外の国または地域に所在する子会社および在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)および前第3四半期連結累計期間(自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日）および当第3四半期連結会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）

当社は、携帯電話向けのコンテンツ配信（サイト運営）およびそれに関連したサービスを提供しています。従来、事業セグメントとしてコンテンツ配信事業と自社メディア型広告事業に分けて開示していましたが、自社メディア型広告事業は広告収入型の事業として単独で運営することを目的としているのではなく、コンテンツ配信事業（有料課金サイト）への送客機能などを担うことを大きな目的とし両者は相互補完的な関係となっていることから、経営資源の配分や業績評価は当社全体で行っています。したがって、事業セグメントは単一であり、記載を省略しています。

（追加情報）

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）および「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しています。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成23年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年9月30日)
1株当たり純資産額 68,763円95銭	1株当たり純資産額 60,929円15銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益 8,337円63銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 8,295円82銭	1株当たり四半期純利益 11,266円19銭 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益 —

(注) 1 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	1,117,831	1,506,153
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	1,117,831	1,506,153
普通株式の期中平均株式数(株)	134,070.63	133,688.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	675.74	—
(うち新株予約権)(株)	(675.74)	(—)

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	
1株当たり四半期純利益	5,444円58銭	1株当たり四半期純利益	4,365円44銭
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	5,425円68銭	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益	—

(注) 1 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

	前第3四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
1株当たり四半期純利益		
四半期純利益(千円)	727,242	583,606
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	727,242	583,606
普通株式の期中平均株式数(株)	133,571.76	133,688.00
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	465.39	—
(うち新株予約権)(株)	(465.39)	(—)

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8 月16日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 斉 藤 浩 史 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 秀 之 印
業務執行役員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 8 月 9 日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 齊 藤 浩 史 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 屋 浩 孝 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エムティーアイの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年8月9日
【会社名】	株式会社エムティーアイ
【英訳名】	MTI Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前 多 俊 宏
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 コーポレート・サポート本部長 松 本 博
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿3丁目20番2号
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長前多俊宏および当社最高財務責任者松本博は、当社の第16期第3四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。